

ハローワーク もりおか

令和7年2月 No.617

岩手県特定(産業別)最低賃金が改正されました

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「岩手県特定(産業別)最低賃金」があります。下記の4産業について、岩手県特定(産業別)最低賃金が改正され、令和7年1月22日から適用されています。

岩手県特定(産業別)最低賃金 令和7年1月22日発効

◇鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 **1,008円**

◇光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 **985円**

◇電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **975円**

◇自動車小売業

時間額 **1,004円**

* 「百貨店、総合スーパー」、「各種商品小売業」については、現在の岩手県最低賃金952円が適用されます。

* 次の労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(4) ◇「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」において、

・手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する者

◇「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」において、

・手作業による包装又は袋詰めの業務に主として従事する者

・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する者

岩手県最低賃金 時間額 952円 令和6年10月27日発効

◎すべての使用者は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。)に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

◎最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。

【お問合わせ先】 岩手労働局 労働基準部 賃金室 TEL 019-604-3008

- 岩手県特定(産業別)最低賃金が改正されました 1
- 求人者が求人サイトを利用した際のトラブルが増えています 2
- 令和7年度 大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動について 3
- 「盛岡企業ガイドブック」(2026年版)を発行します! 4
- 最近の求人求職のうごき 4

求人者の皆様へ

採用した労働者について、

- ・複数の求人サイトから成功報酬（手数料）を請求されるケース
- ・ハローワーク経由で採用した場合にも請求を受けるケースが増えています。

【原因】

- ①一部の求人サイト（募集情報等提供事業者。以下「事業者」）において、「労働者になろうとする者」（以下「労働者」）に「就職お祝い金」等を提供するものがあり、これを得ようとする労働者が複数の事業者就職が決まったことの報告をする場合があること
 - ②求人サイトと求人者間の契約において、当該求人サイトを通じて知り得た労働者については、その後、他の事業者やハローワークの紹介により採用した場合も含め、知り得てから一定期間（例えば1年）内の採用であれば、成功報酬を請求する旨の条項が盛り込まれている場合があること
- 【厚生労働省の対策（職業安定法に基づく指針の改正）】令和7年4月施行
- ①事業者から労働者への金銭等提供を原則禁止
 - ②利用料金や違約金に関する定めを、求人者に誤解が生じないように、わかりやすく明示すること

【トラブル防止のため、契約内容を確認しましょう】

利用料金や違約金に関する定めを求人者（募集主）の方に誤解が生じないようにわかりやすく明示する義務は令和7年4月からの施行となっていますが、トラブルを防ぐため、現時点からでも、契約時などにチェックポイントを活用して契約内容を確認しましょう。

求人者（募集主）が求人サイトを利用する際の契約チェックポイント

○料金の発生要件や契約解除について

利用料金の発生要件や契約解除の方法について、確認しましょう。

○情報提供を受けた労働者を他の機関経由（ハローワーク経由含む）で採用した場合の扱い

この場合にも料金の支払いを求める定めはあるか、その内容はどのようなものか、確認しましょう。

○労働者を採用したときの事業者への報告有無やその期限・方法

労働者を採用したとき、事業者への報告が必要かどうか、また報告期限や報告方法について、確認しましょう。数日といった短期間で退職した場合でも、報告が必要か、なども確認しましょう。

○労働者との連絡方法

事業者が指定する連絡方法（例えば、募集情報等提供事業者のウェブサイト上の通信機能など）に限られるのかどうか、確認しましょう。

○違約金について

どのような場合に違約金が発生するか、内容・金額について確認しましょう。

○返戻金について

採用した労働者が短期間で辞めた場合に、支払った料金の一部が返金される定めはあるか、対象となる期間や返戻率はどのようなものか確認しましょう。

○契約主体について

当該求人事業所だけに適用される契約なのか、法人全体に適用される契約なのか確認しましょう。



令和7年度 大学等卒業・修了予定者の 就職・採用活動について

大学、短期大学と高等専門学校（令和7年度（令和8年3月）卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールを踏まえ、ハローワークでの卒業・修了予定者（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）を対象とする求人の取扱いは、以下のとおりになります。

大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
広報活動開始	令和7年3月1日以降
採用選考活動開始	令和7年6月1日以降
正式な内定日	令和7年10月1日以降

※その上で、専門活用型インターンシップ（2週間以上）で春休み以降に実施されるものを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できることとする。

ハローワークにおける求人の取扱い	
求人の受理	令和7年2月1日以降
求人の公開	令和7年4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	令和7年6月1日以降

【お問い合わせ先】 求人企画部門 学卒担当 TEL 019-624-8905

「新卒応援ハローワーク」における就職支援について

新卒応援ハローワークでは、大学等卒業予定者や大学等の学校を卒業した方を対象に、各学校との連携の下、スタッフによるきめ細かな支援など様々なサービスを行っています。お気軽にご利用ください。

「新卒応援ハローワーク」支援メニュー（ご利用はすべて無料です）

- 全国のネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・企業とのマッチング
- 職業適性検査や就職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
- 担当者制の個別支援（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
- 求職者の希望を踏まえた個別求人の開拓 など

【お問い合わせ先】 盛岡新卒応援ハローワーク TEL 019-653-8609

「盛岡企業ガイドブック」2026年版を発行します!

盛岡地域雇用開発協会では、就職活動をしている学生・生徒等を支援し、将来の地域社会を担う若年者の採用・育成に役立てるための情報提供資料として、「盛岡企業ガイドブック」及び「盛岡企業ガイドホームページ」を作成しております。盛岡公共職業安定所管内への就職を希望する学生をはじめ、盛岡管内の中学校・県内の高等学校・県内外の大学等に配布するとともに、就職面談会等の各種イベントでも配布し好評の声をいただいております。

2026年版は例年よりひと月早く、令和7年4月中旬頃発行の予定です。(掲載企業の募集につきましては、すでに締め切りとなりましたのでご了承ください。)

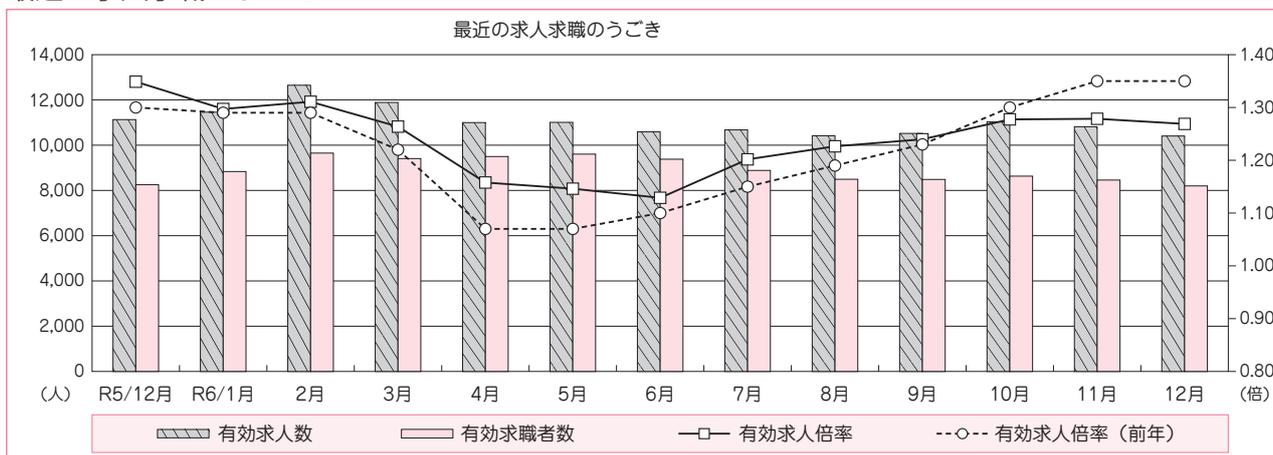
※企業見学・インターンシップの受入につきましても、紙面及びHPでご確認いただけます。

【お問合わせ先】盛岡地域雇用開発協会事務局(ハローワーク盛岡・求人企画部門内) TEL:019-624-8905



※盛岡企業ガイドホームページ
http://www.morioka-koyou.net/

最近の求人求職のうごき



	R5/12月	R6/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	前年同月比
新規求人数	3,718	4,508	4,825	4,071	3,763	4,151	3,691	3,666	3,660	3,768	4,128	3,652	3,439	▲7.5%
有効求人人数	11,131	11,460	12,650	11,889	10,999	11,009	10,589	10,676	10,416	10,520	11,027	10,815	10,405	▲6.5%
新規求職者数	1,707	2,432	2,469	1,950	2,667	2,194	1,793	1,687	1,498	1,669	1,870	1,590	1,560	▲8.6%
有効求職者数	8,252	8,835	9,650	9,408	9,499	9,605	9,380	8,884	8,493	8,486	8,632	8,459	8,200	▲0.6%
新規求人倍率	2.18	1.85	1.95	2.09	1.41	1.89	2.06	2.17	2.44	2.26	2.21	2.30	2.20	0.02p
有効求人倍率	1.35	1.30	1.31	1.26	1.16	1.15	1.13	1.20	1.23	1.24	1.28	1.28	1.27	-0.08p
有効求人倍率(前年)	1.30	1.29	1.29	1.22	1.07	1.07	1.10	1.15	1.19	1.23	1.30	1.35	1.35	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク(1F)

わかもの支援コーナー(1F)

TEL 019-653-8609

職業相談コーナー(2F)

TEL 019-623-4800

マザーズコーナー(2F)

TEL 019-907-0203

就職氷河期世代専門窓口(2F)

TEL 019-908-2060

職業訓練相談コーナー(2F)

TEL 019-606-2256

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911



岩手労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp